

「犯罪収益移転防止法」の一部改正に伴うお知らせ

犯罪収益移転防止法制定後のマネー・ローンダリングをめぐる状況を踏まえ、平成25年4月1日より改正犯罪収益移転防止法が施行されることとなりました。

この度の一部改正施行に伴い、経済産業省 商務情報政策局日用品室より「宝石取扱業者における疑わしい取引の参考事例」を事業者に向けてお知らせするよう要請がありましたのでご案内いたします。

「宝石取扱業者における疑わしい取引の参考事例」は次ページにてご覧ください。

また、一部改正施行内容につきましては、下記警察庁ホームページをご覧ください。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/filowcls20130201.pdf>

宝石取扱業者における疑わしい取引の参考事例

平成25年3月26日
商務情報政策局日用品室

1. 全般的な注意事項

以下の2. 及び3. の事例は、事業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第8条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他事業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を最新の内容に保ちながら総合的に勘案して事業者において判断する必要があります。

したがって、これらの事例は、事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものすべてが疑わしい取引に該当するものではありません。一方、これら事例に該当しない取引であっても、事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものについては届出を行う必要があります。なお、各事例ともに、合理的な理由がある場合はこの限りではありません。

2. 現金の使用形態に着目した事例

- (1) 多額の現金により購入する場合。
- (2) 1回当たりの購入額が少額であっても頻繁に購入を行うことにより、結果として多額の購入となる場合。
- (3) 顧客の収入、資産等に見合わない多額の購入を行う場合。
- (4) 数人で同時に来店し、別々の担当者に多額の現金取引を依頼する場合。
- (5) 短期間に多数の宝石・貴金属等を購入するにもかかわらず、各々のデザイン等に対してほとんど関心を示さない場合。

3. その他の事例

- (1) 本人確認の際に顧客が提示した身分証明書等が偽造である疑いがある場合。
- (2) 暴力団員、暴力団関係者等が取引に関わる場合。
- (3) 顧客が取引の秘密を不自然に強調する場合及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った場合。
- (4) 法人の実体がないとの疑いが生じた当該法人関係者が取引に関わっている場合や、当該法人に確認した本人確認等に関する情報（住所、電話番号等）に虚偽の疑いがある場合。
- (5) 自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の購入者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む場合。
- (6) 自社従業員の知識、経験等から見て、取引の態様が不自然な場合又は顧客の態度、動向等が不自然な場合。
- (7) 犯罪収益移転防止管理官（※）その他の公的機関などから、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引を行う場合。

（※）警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）